

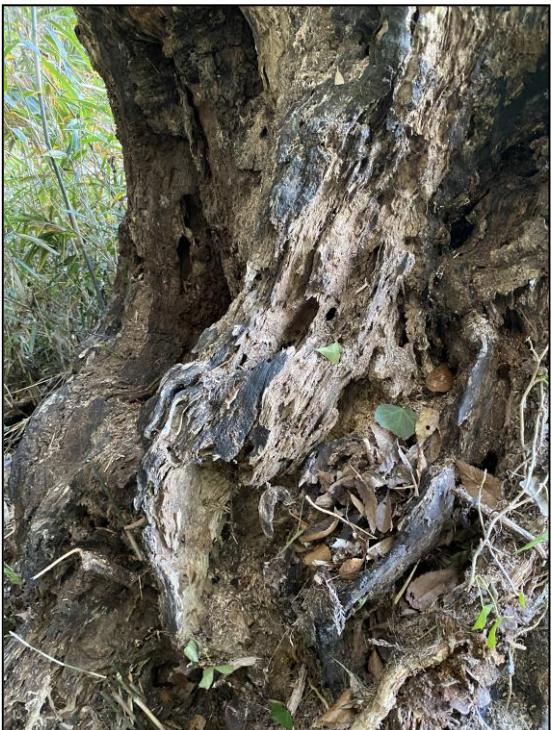
栃木県指定文化財の指定を解除することが適当とされた天然記念物	
種 別	天然記念物
名 称	堀之内のツクバネガシ
所在の場所	大田原市堀之内 483
所 有 者	堀之内自治会
説 明	
<p>当該文化財は大田原市堀之内にある岩谷観音堂の参道の西側に位置するツクバネガシである。</p> <p>昭和 42(1967) 年 10 月 20 日付で県天然記念物に指定され、指定時の調書では、樹高 13.5m、目通周囲 7.2m、枝張東西 17.8m、南北 20.0m、推定樹齢 500 年とされた。</p> <p>指定時において、落雷によると思われる径 1.55m の空洞が幹の北側 4 m 付近から幹の上部まで通っていた。</p> <p>昭和 62(1987) 年には倒木対策としてワイヤー等による補強を行った。</p> <p>平成 25(2013) 年には、既設のワイヤーの劣化や一部折損、樹木医の診断による当該樹木の腐朽の進行が確認されたことなどから、ワイヤー張替による補強を計画した。この補強計画中の平成 25(2013) 年 9 月に倒木したため、株を残して高さ約 2 m で切断し、ひこばえの発生の有無等経過を観察することとしていた。</p> <p>令和 5(2023) 年 7 月 28 日に調査を実施した際には、ひこばえを確認できず株にキノコが発生していたことから株内部の腐朽が進行していることが確認された。</p> <p>令和 7(2025) 年 6 月 30 日に実施した調査においてもひこばえは確認できず、令和 5 年の調査時には見られたキノコも消失していたことから株自体の養分がなくなり末期腐朽の状態であることが覗えた。</p> <p>令和 7 年 12 月 5 日には下草等を刈り取ったうえで再度調査を実施したが、この時点でもひこばえを確認できず、株の崩壊がさらに進行し、枯死したと判断し得る状態であった。</p> <p>史跡名勝天然記念物の解除については、栃木県文化財保護条例第 32 条において、「県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。」とされている。</p> <p>このため、当該文化財については、ひこばえがなく切り株の崩壊が進み枯死していると判断される状況であることから、天然記念物としての価値を失ったものとして、指定を解除すべきものと思われる。</p>	



ひこばえや萌芽は見られない。



根の崩壊が進んでいる。細根も見られない。



株自体の崩壊も進んでいる。



崩壊が進みおがくずのようになっている部分も目立つ。